

ノースリバーポイント株式会社

有料職業紹介事業許可番号 29 ュー300155

無期雇用就職者の返戻金制度について

採用決定者が求人者に入社後、自己都合により3ヶ月以内に退社した場合、ノースリバーポイント株式会社は求人者に次の通り紹介手数料を採用決定者の退職日より25日以内に返還するものとする。

- ・入社後 1 か月以内に退社:紹介手数料の 80%
- ・入社後 2 ヶ月以内に退社:紹介手数料の 50%
- ・入社後 3 ヶ月以内に退社:紹介手数料の 10% 但し、求人者の採用決定者に対する待遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と 著しく異なることに起因する退社の場合はこの限りではない。